

令和９年度(2027年度)
枚方市立留守家庭児童会室
入室募集要項

枚方市教育委員会　学校教育部 放課後子ども課

電話：050-7105-8201（直通）　　ＦＡＸ：072-867-8131

《目次》

1:留守家庭児童会室について …… 1 ページ
1. 留守家庭児童会室の設置目的
2. 開室日・開室時間等
3. 市内留守家庭児童会室(電話番号)
4. 定員
5. 入室資格
6. 保育料等
7. 傷害保険等
8. その他

2:留守家庭児童会室のおやつについて …… 5 ページ
1. 概要
2. おやつの取扱いについて

3:入室申込みについて …… 6ページ
1. 申込み方法
2. 申込みに必要な書類
3. 年度途中の入室について
4. 入室の決定
5. 入室申込書の記入例及び注意事項

4:よくある質問 …… 11ページ
1. 入室資格・就労証明に関すること
2. 転入に関すること
3. 保育料・おやつ代に関すること

1:留守家庭児童会室について

1.留守家庭児童会室の設置目的

保護者の就労や病気等により保育を必要とする児童に、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的としています。

2.開室日・開室時間等

開室日	令和９年４月１日(木)～令和10年３月31日(金)の期間で休室日を除く
休室日	土曜、日曜、祝日、年末年始:令和９年12月29日(水)～令和10年１月３日(月) 準備休室日:令和10年３月30日(木)・31日(金)
開室時間	通常時　午後１時15分～午後７時 小学校の休業日(代休、三季休業日等)　午前８時～午後７時 ※午後6時から午後7時までは、延長保育の時間になります。 ※始終業式等学校の行事により開室時間を変更します。また、台風その他の理由により、開室時間の変更、または休室することがあります。 ※土曜日については、臨時開室を実施する場合もあります(詳細は12ページの“※①”を参照ください)。午前８時～午後6時(延長保育はありません)。

3.市内留守家庭児童会室(電話番号)　全44室　※市外局番は「072」

直営			
香里　(854-7263)	交北　(851-7275)	菅原東　(858-0614)	殿山第一　(848-4581)
明倫　(847-5370)	招提　(850-3773)	蹉跎東　(846-3430)	春日　(853-7130)
津田　(858-2841)	中宮　(840-2446)	氷室　(859-3620)	川越　(854-8850)
小倉　(855-2686)	枚方　(846-8475)	平野　(856-4401)	伊加賀　(846-6032)
樟葉　(855-2685)	山之上　(846-8476)	桜丘　(847-4590)	禁野　(849-8200)
五常　(853-2845)	樟葉南　(850-0578)		

委託(株式会社明日葉)			
牧野　(857-1070)	田口山　(850-7601)	藤阪　(856-4100)	船橋　(856-7449)
殿山第二　(855-6949)	津田南　(858-2140)	長尾　(868-1747)	西長尾　(857-1994)
菅原　(856-3739)	樟葉西　(850-0581)	樟葉北　(856-7284)	

委託(株式会社テノ.コーポレーション)			
山田　(847-2001)	西牧野　(855-5020)	山田東　(848-4580)	桜丘北　(848-5463)
磯島　(848-2541)			

委託(株式会社セリオ)			
開成　(854-7010)	蹉跎　(833-7200)	蹉跎西　(833-8999)	東香里　(854-8839)
香陽　(853-4198)	枚方第二　(846-6966)		

※令和5年度から直営22校と民間委託22校で運営を行っています。
※入室要件・保育内容は、全44留守家庭児童会室で統一しています。入室申請・手続き方法や保育料等についても、同様です。

4.定員

1 班につき概ね 40 人（児童会室により定員数は異なります。）を基本として、入室状況により、複数班体制で運営します。

5. 入室資格

令和9年4月1日以降、本市に居住し、小学校・支援学校等の1～6年生の児童で、かつ、保護者等（父母及び**同世帯の65歳未満の祖父母の全員**※）が就労・病気等（下記ア～ク参照）のため、放課後の保育が必要であると認められる場合に入室できます。

※**申込時または令和9年4月1日のいずれか遅い時点で65歳未満**

※同世帯の叔父叔母の資格要件は不要です。

【「就労・病気等」の資格要件について】　申込みに必要な書類については、7 ページをご参照ください。

ア	就労	下記の（1）を満たしており、1か月**実働64時間以上（休憩時間は除く）**の就労をしていること（居宅内外、自営、外勤いずれの場合も含む）。または、月2万円以上の収入がある内職をしていること。 （1）3～6 年生は、「勤務終了時刻＋通勤時間」が、午後2時以降になること。 1～2 年生は、「勤務終了時刻＋通勤時間」の時間の要件はありません。 （2）シフト制等の変則勤務、保護者等が居宅内自営業に従事している場合等も適用となる場合あり。 （3）内職は就労証明書の提出時に1か月以上の収入実績が必要。 （4）配偶者等が営む事業に雇用契約を締結し、就労している場合も可。
イ	保護者の 疾病・障害等	保護者が疾病、負傷、または障害により家庭での保育が困難である場合。 （有効期限内の障害者手帳または診断書の記載等により家庭での保育が困難と認められる期間）
ウ	妊娠・出産	妊娠に伴う心身の不調等により、家庭での保育が困難であること。または、出産予定日の8週前（多胎妊娠の場合は14週）の前日が属する月の初日から、出産後8週が経過する日の翌日が属する月の末日まで。
エ	育児休業	育児休業取得中や育児休業の取得を予定している時に保育が必要である場合。
オ	就学	1か月あたり64時間以上就学していること。保護者の卒業・修了まで。 ※3～6 年生は、「授業終了時刻＋通学時間」が、午後2時以降になること。 1～2 年生は、「授業終了時刻＋通学時間」の時間の要件はありません。
カ	介護等	家族の介護（被介護者の診断書等が必要）も適用となる場合があります。
キ	求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること。 入室日から最大90日が経過する日が属する月の末日まで。
ク	その他	上記に類する状態にあると認められる場合。

※資格要件に変更があった場合は、その都度、証明書の提出が必要です。放課後子ども課（電子申請可）に提出してください。なお、（入室後は）各留守家庭児童会室に提出することも可能です。

※資格要件から外れた場合（離職、勤務内容変更、病気・介護等の資格要件の離脱等）は、事実発生日の月末での退室となります。

6. 保育料等

(1)保育料:1 人につき月額 7,200 円

(同世帯の児童が 2 人以上入室している場合は、2 人目から 3,600 円)

【保育料の減免について】

① 減免対象者は下表のとおりです。

② 対象者は、**毎年度申請手続きが必要です。**

(令和 9 年度の申請期間:令和9年3月1日～令和10年3月31日)

③ 入室申込と減免の同時申請はできません。

④ 入室決定後、速やかに放課後子ども課に持参、もしくは、電子申請をお願いします。

対象者の範囲		必要書類	減免額
1	生活保護受給世帯	生活保護受給証明書	全額
2	令和8年度(令和7年分所得)市府民税非課税世帯	令和 8 年度市府民税非課税(令和 7 年分所得)証明書	全額
3	令和 8 年分所得税非課税世帯 【※住宅借入金(取得)等特別控除等による非課税は除く】	令和 8 年分の所得税の源泉徴収票又は確定申告書(本人控)	半額
4	児童の病気、負傷、又はやむを得ない事情のため月単位の全日数欠席	医師の診断書等(診断書で確認できる月のみ適用)または留守家庭児童会室職員による休室の証明※	全額

※1から3は、2ページ「5. 入室資格」**入室要件に係る保護者等全員分**の証明が必要です。

※1・2・4の必要書類は、直近3か月以内に発行されたものに限ります。

※4の「留守家庭児童会室職員による休室の証明」によって申請する場合、「枚方市留守家庭児童会室保育料　減免(病気・負傷等による)申請書」にて各留守家庭児童会室で申請できます。

(2)延長保育料:1 人につき月額 1,000 円

① **午後 6 時から午後 7 時までの保育を受ける場合の保育料。**

② 「勤務終了時刻＋通勤時間」が午後 6 時以降になる場合、または、医師の診断書に「長時間の保育が困難」等の記載がある場合に限り利用可能です。

③ 延長保育は夜間時間帯であるため、保護者もしくは中学生以上の兄姉による児童会室(部屋)までの迎えが必要です。

④ 延長保育料の減免はありません。

(3)おやつ代:1 人につき月額 2,000 円

【おやつ代の減免について】

① 生活保護受給世帯の児童に対し、おやつ代の一部(月額 1,000 円)を減免しています。
生活保護での保育料の減免申請の手続きをされますと、自動的におやつ代も減免となります。

② 以下の場合、おやつ代の減免対象となります(生活保護受給世帯は[イ]のみ対象)。**減免の適用を受ける場合は、各留守家庭児童会室で別途申請が必要です。**

[ア] 児童の病気その他やむを得ない事情により、連続 15 日以上おやつの提供を受けなかったとき。(月額1,000 円)

[イ] 児童の病気その他やむを得ない事情により、その月の全日数おやつの提供を受けなかったとき。ただし、おやつの提供を受けなかった日が2か月にわたるときは、連続 30 日以上おやつの提供を受けなかったとき。(月額 0 円)

[ウ] 月途中の入室児童のうち、16 日以降に入室したとき。(該当月のみ 1,000 円)

（4）保育料等の納付について

保育料等の納付は、口座振替もしくは納付書払いとなります。毎月月末までに納めてください。何らかの事情により、納期限までに納めることができない場合は、必ず、放課後子ども課までご相談ください。

① 口座振替を希望される場合
入室説明会で配布する「枚方市留守家庭児童会室入室保育料等　預金口座振替依頼（変更・廃止）書・自動払込利用申込書」を希望の金融機関へ提出してください。

② 口座振替の継続について
前年度（令和8年度）に引き続き新年度（令和9年度）も継続して入室する場合で、令和9年2月分の保育料等を口座振替で納付した方については、令和9年度分の保育料等も、引き続き口座振替を行います（金融機関での手続きは不要）。

③ 口座振替停止を希望される場合
口座振替の停止を希望される場合は、「枚方市留守家庭児童会室入室保育料等　預金口座振替依頼（変更・廃止）書・自動払込利用申込書」を口座振替利用中の金融機関へ提出してください。

④ 残高不足により振替不能が続いている場合
継続的に口座不納が続いた場合は、放課後子ども課の判断で納付書払いに切り替える場合があります。

※申込書は、各留守家庭児童会室、放課後子ども課で配布しています。

（5）その他

① 保育料・延長保育料は、月途中の入退室や登室日数による日割り減額はありません。
② 保育料・延長保育料を滞納された場合は、退室していただくことがあります。また、次年度の申込時に、入室の決定が保留となることもありますので、ご了承ください。
③ 留守家庭児童会室保育料を滞納された場合、「滞納処分」を行います。また、納入期限までに納付されない場合は、延滞金がかかる場合があります。

7. 傷害保険等

留守家庭児童会室での保育中のケガについては、傷害保険・賠償保険に加入して対応しています。ただし、第三者加害がある場合等、事故やケガの状況によっては、保険会社の判断により保険金が支払われない場合があります。

8. その他

（1）通室（行き帰り）の児童の安全確認等は、保護者の責任で行ってください。
（2）児童会室の職員は、児童に対し医療行為を行うことができませんのでご了承ください。
※喀痰吸引等、医療的ケアが必要な場合は、放課後子ども課までご相談ください。
看護師の配置等、受入体制が整い次第入室となります。
（3）学校給食がない日は、各自で弁当、水筒を持参してください。
夏休み等の三季休業期の昼食サービスについては、１２ページの“※②”を参照ください。
（4）学校での生活状況等を学校と共有させていただきます。
（5）退室する場合は、「退室届」（各児童会室・市 HP から入手可）をご記入の上、**退室希望日の一週間前**（下表のとおり）までに、児童会室または担当課に提出してください。

退室・延長中止希望月	受付締切日	退室・延長中止希望月	受付締切日	退室・延長中止希望月	受付締切日
令和9年4月末	4/23（金）	令和9年8月末	8/24（火）	令和9年 12 月末	12/22（水）
令和9年5月末	5/24（月）	令和9年9月末	9/22（水）	令和 10 年 1 月末	1/24（月）
令和9年6月末	6/23（水）	令和9年 10 月末	10/22（金）	令和 10 年 2 月末	2/22（火）
令和9年7月末	7/23（金）	令和9年 11 月末	11/22（月）		

※12 月のみ年末年始の閉庁日の関係で締め切り期日が早めになっていますので、ご注意ください。

（6）次の場合は入室許可を取り消す場合があります。

① 入室申込書や就労証明書の内容に虚偽が判明した場合
② 資格要件を満たさなくなった場合（雇用期間が終了する等）
③ 保育料等の滞納がある場合
④ 無断欠席が続いた場合
⑤ 児童の送迎時間を守らない場合
⑥ 出席日数が著しく少ない場合（1 か月の出席日数が 8 日未満で、かつ3か月以上続く場合等）
⑦ 児童または保護者が保育上の指示に従わない、重大な人権侵害や暴力・迷惑行為、その他管理運営上に支障があると認める場合

2：留守家庭児童会室のおやつについて

1. 概要

成長過程にある子どもにあわせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、おやつを提供します。おやつの提供にあたっては、補食としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫しています。また、提供にあたり、安全及び衛生に考慮するとともに、食物アレルギーがある児童については、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と相談の上、安全に配慮して提供します。

児童会室では、食べることの楽しさや大切さを感じられ、学校から帰ってきて「ホッ」とできる時間が持てるよう心がけています。

2. おやつの取扱いについて

（1）概ね午後3時前後におやつの時間を設けています。
（2）食品衛生やアレルギー対応に関する職員研修を実施しています。
（3）安全衛生を考え、購入・保管・分配に気を付けています。
（4）添加物の少ないおやつを選択しています。
（5）食物アレルギー対応が必要な方は、「食物アレルギー対応申請書」をお渡ししますので、必要事項を記入し、児童会室に提出してください。その際、「学校生活管理指導表」を添えて提出をお願いします。これらの書類を元に児童会室のおやつ提供を行います。
（6）おやつの持ち帰りはできません。

3：入室申込みについて

入室募集要項は令和8年 11 月2日(月)から配布します。市ホームページには 11 月 1 日(日)から掲載します。受付開始は令和8年11月16日(月)からとなります。入室申込みは『**電子申請**』が便利です。

1次申込み期間：令和8年11月16日(月)～令和9年1月31日(日)

※先着順ではありません。　※申込み方法によって、申込み期間が異なります。

必要書類が添付されていない等の申請に不備がある場合は、受付できません。必要書類が揃った時点で受付完了となりますので、お早めにお申込みください。

1. 申込み方法

申込み方法	内容	申込み期間	
① インターネット(電子申請)	市ホームページの専用フォーム「令和9年(2027年)度 留守家庭児童会室　入室申込み」から申込み。 枚方市トップページ→総合情報→子育て・教育 →放課後の児童の居場所→留守家庭児童会室 【スマートフォンによる申込みは 右記コードを読み取ってください】 ※証明書等の必要書類は、 事前にご準備のうえ、 アップロードしてください。	**1次申込み** 令和8年 11 月 16日(月) から 令和9年 1月 31 日(日) まで	令和9年 2月1日(月) 以降は **随時受付** ※1 次申込みの 入室決定後に 選考を実施
②各留守家庭児童会室	就学予定の小学校内もしくは隣接地にある各留守家庭児童会室にて申込み。 受付時間：午後 1 時 15 分～午後 7 時(休室日を除く)。 **各児童会室での受付に関するお願い** 上記時間は児童の保育時間でもあるため、児童数の少ない、午後 1 時 15 分～午後 2 時 30 分、または、午後 5 時 30 分～午後 7 時の間にお越しいただきますようご協力お願いします。 ※申込書や証明書等の必要書類をご持参ください。	**令和8年 11 月 16日(月)から 令和8年 11 月 27 日(金)まで** **学校では受付は行っておりません。**	
③窓口	枚方市教育委員会　放課後子ども課 輝きプラザきらら　4 階（枚方市車塚1－1－1） 受付時間：午前 9 時～午後 5 時30分 （土・日曜・祝日、年末年始を除く） **※市役所、支所での受付は行っていません。** ※証明書等の必要書類をご持参ください。	**1次申込み** 令和8年 11 月16日(月) から 令和9年 1月29日(金) まで	令和9年 2月1日(月) 以降は **随時受付** ※1 次申込みの 入室決定後に 選考を実施

2. 申込みに必要な書類

書類一式は令和8年 11 月2日(月)から配布します。配布場所は、放課後子ども課もしくは各留守家庭児童会室です。市ホームページ「令和9年度(2027年度)留守家庭児童会室入室募集について」は、11 月 1 日(日)からダウンロードできます。

枚方市トップページ → 総合情報 → 子育て・教育

→ 放課後の児童の居場所 → 留守家庭児童会室

(1)入室申込書(インターネットによる申込みの場合は不要)

6ページの「1. 申込み方法」の「②各留守家庭児童会室」、もしくは、「③窓口」で申請される方は、10ページの「5. 入室申込書の記入例及び注意事項」をご参照ください。

(2)下記の資格要件に必要な証明書(父母及び同世帯の **65 歳未満の祖父母全員分**が必要)

就労	・就労証明書(保護者※1が就労している場合) ※2 ・自営業の方は、就労証明書の他、確定申告書または開業届等の自営を証明する書類 ・内職の場合は、就労証明書の他、月2万円以上の実績が確認できるもの(給与明細、通帳コピー等) ※雇用期間が有期の場合で「更新(予定)あり」と備考欄に記載がない方は、更新毎に雇用期間が更新された就労証明書を提出ください。
保護者の疾病・障害等	・障害者手帳のコピー ・診断書 (「家庭での保育が困難」である旨の記載が必要) ※延長保育を希望の場合は「長時間家庭での保育が困難」と記載。
妊娠・出産	・診断書(妊娠に伴う心身の不調等の場合) ・母子健康手帳のコピー(母の氏名・出産予定日記載の部分)
育児休業	・就労証明書※2 (「育児休業の取得」欄の記載を含めた証明を提出してください。)
就学	・就学証明書※2 ・就学カリキュラム・時間割等(就学時間帯及び時間数がわかるもの)
介護	・障害者手帳または介護保険証のコピー ・診断書(「常時介護が必要」の記載が必要)
求職活動	・求職活動申立書(所定様式) ・ハローワーク受付票(ハローワークで発行)のコピー等 ※新しい就職先の就労証明書を期限内に提出して下さい。

※1 単身赴任をしている父母も含みます。
※2 所定の様式で、申請日の 3 か月以内に証明されたものが必要です。

(3)児童の身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のいずれかの写し(該当児童のみ)

児童が身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を所持している場合、または、発達面に配慮が必要と思われる場合は、障害の程度や状況を、申込書左下の「その他」の項目欄に必ず記入してください。インターネットによる申し込みの方は、該当項目に必ず回答してください。

申込み受付後、新規利用児童を対象に必要に応じて各児童会室で三者懇談(保護者・児童、児童会室職員、放課後子ども課職員(専門職))の実施もしくは電話等にて詳しい状況や必要支援についてお伺いします。

3. 年度途中の入室について

(1)令和9年4月2日(金)以降の年度途中入の室申込みは、入室希望月の前月１日から受付します。
6ページの「**1. 申込み方法**」を参考に入室申込を行ってください。また、入室申込み後、審査や入室準備等を行うため、受付日から入室(もしくは待機)の連絡まで 7～10日程要しますので、ご了承ください。

(2)入室決定後、児童会室で入室説明を受けてください。入室説明を受けてからの入室となります。

(3)入室資格については、2ページ「5. 入室資格」の内容をご確認ください。

(4)春休み、夏休み、冬休み時(三季休業時)のみの短期入室は行っておりませんのでご了承ください。

4. 入室の決定

(1)1次申込み期間中(令和8年11月16日(月)から令和9年１月 31 日(日)まで)に受付した申込書類の結果は **２月下旬頃**に通知します。それ以降は、随時通知予定です。

(2)**入室説明会**

(1)の入室決定者を対象に、**令和9年3月5日(金)午後7時(予定)に各児童会室にて入室説明会を実施**します。

＜注意＞

※**1次申込み**の申込数が定員を超えた場合は、優先順位の判断基準(下記参照)により入室を決定します。定員を超えて入室できない場合は、他の児童会室に入室するか、または待機していただき、待機が解消した時点で、下記の優先順位に基づき入室の案内をします。

※**令和9年 ２月１日(月)**以降の申込みは、**定員に達するまでは順次入室**となります。
定員に達した場合は待機となり、以下の優先順位により入室を案内します。

【優先順位の判断基準】 ※2 ページの「**5. 入室資格**」を満たしていることが前提です。

優先順位	対象	内容
1	支援の必要な児童	1)身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を所持する児童 2)令和9年度に特別支援学校・支援学級に在籍(予定)または通級指導教室を利用(予定)の児童 3)上記以外に、特に支援の必要な児童と教育長が認める児童
2	学年	学年の低い順
3	ひとり親家庭	保護者が一人の世帯 ※同世帯の 65 歳未満の祖父母も保護者とみなします。
4	保育を必要とする時間	放課後に保育を必要とする時間が長い順

5. 入室申込書の記入例及び注意事項（紙面での申請の場合のみ）

入室申込書の記入例を 10 ページに記載しています。下記の注意事項とあわせて確認してください。

（1）入室申込書記入前の注意事項

黒または青ボールペンで記入してください。消えるペンおよび鉛筆等での記入は無効となります。

（2）申込者欄（申込書右上部分）の注意事項

記入欄	注意事項
住所	転入および転居予定者は、申込み現在の住所と新住所を併記してください。新住所が正式に決定していない場合は、可能な範囲で記入してください。 転入・転居日が決定している場合は、日程を記入してください。 ※入室決定通知を送付しますので、その時点の居住地をお知らせください（1 次申込みの場合は 2 月下旬頃に予定）。
氏名	放課後子ども課からの郵送物等のあて先となります。 ふりがなも必ず記入してください。
電話番号	申請に不備等があった場合は連絡をさせていただきますので、日中に最も連絡がつきやすい連絡先を記入してください。

（3）入室児童欄の注意事項

記入欄	注意事項
出身保育所等	新 1 年生のみ記入してください。
学校・学年	令和9年 4 月時点での学校・新学年を記入してください。
午後6時以降の延長保育	延長保育を申し込まれる場合は、「はい」に〇印を記入してください。
同居家族	申込み時点での同居家族全員（申込児童を除く）の氏名等を記入してください。単身赴任等で住居を別にしている保護者も含みます。
入室を希望される児童について	●下記の事項について当てはまるものに☑を入れてください。 ・手帳（身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳等）の所持 ・令和9年度の支援学級在籍・通級指導教室利用（予定） ・現在までの発達相談歴・医療機関等の受診歴 ・身体的な疾病等による配慮の有無 ・食物アレルギーに関する事項 ・その他、気がかりなこと ●無い場合は、**「特になし」に ☑** を記入してください。 ●申込み受付後、新規利用児童を対象に必要に応じて各児童会室で三者懇談（保護者・児童、児童会室職員、放課後子ども課職員（専門職））の実施もしくは電話等にて詳しい状況や必要支援についてお伺いします。

提出された書類に不備がある場合は、受付できません。
不明な点があれば、放課後子ども課までお問い合わせください。

枚方市立留守家庭児童会室入室申込書

（あて先）
枚方市教育委員会
教　育　長

※転入・転居予定者は、現住所と新住所（可能な範囲）を二段書きで記入してください。

令和　　年　　月　　日

〒

住所

※灰色部分を記入してください

ふりがな
申込者（保護者）氏名　　**必ずふりがなをつけてください。**

次のとおり入室を申し込みます。

※携帯電話をお持ちの方は携帯番号も記入してください。

話番号　自宅　　（　　）

携帯　　（　　）　　（続柄：　）

なお、教育委員会が入室審査等にあたり、世帯情報の確認のために住民基本台帳の閲覧をすることを承諾します。

ふりがな 児童氏名		性別 男・女	生年月日 年　月　日	
			出身保育所等 （新１年生のみ）	
児童会室名	枚方市立（　　）留守家庭児童会室			
学校・学年		学校　　年（４月から入室を希望する場合は新学年）		

午後６時以降の保育を申し込みます（○印）	はい　・　いいえ

留守家庭児童会室への入室は初めてですか	はい　・　いいえ

↓※申込時点での同居家族全員（申込児童を除く）の氏名等を記入してください。（単身赴任等の保護者は含む）

氏名	続柄	生年月日	勤務先	電話番号

同居家族全員（申込児童を除く）を記入してください。
※きょうだい、叔父叔母、65 歳以上の祖父母、婚姻関係のない事実上の配偶者等、資格要件に関わらず記入してください。
※保護者が単身赴任等で同居していない場合も記入してください。
※婚姻関係がある別居中の保護者も記入してください。

入室を希望される児童について、下記の項目から当てはまるものに☑を入れてください。
（必要に応じて、後日、担当課より個別で懇談・聞き取り等を行います）

- □手帳（療育手帳等）を所持している。
 ※手帳の写しを申込み時に提出してください。
- □令和９年度　支援学級在籍または通級指導教室利用(予定)。
- □発達面に関して、受診歴・相談歴がある。
 医療機関：
 相談機関：
- □身体的な疾病・障害があり配慮が必要。
 （　　）
- □食物アレルギーがある。
 （　　）
- □その他、気がかりなことがあればご記入ください。
 （　　）
- □特になし

入室を希望される児童が２人以上いますか。（○印）

はい　・　いいえ

入室を希望される理由について、下記の項目から当てはまるものに☑を入れてください。
（複数回答可）

□ 就労　□ 保護者の疾病・障害等
□ 妊娠・出産　□ 育児休業　□ 就学
□ 介護等　□求職活動
□ その他（　　）

※太線内は記入しないでください。

室番号	学年	入室日	入室説明日時

室	受付簿	通知書	システム

No.	受付日	受付者

消えるペン・鉛筆等での記入は無効です。黒または青のボールペンで記入してください。

4:よくある質問

1. 入室資格・就労証明に関すること

質問	回答
2ページの「5.入室資格」「ア. 就労」の「午後2時」は何を基準に決めていますか？	通常授業の終了時間等を目安にしています。
どのくらいの時間の就労で利用できますか？	【1～2 年生】 1か月**実働64時間以上（休憩時間は除く）** 【3～6 年生】 1か月**実働64時間以上（休憩時間は除く）**かつ「勤務終了時刻＋通勤時間」が午後2時以降であれば利用できます。
ボランティアとして活動をしています。 利用できますか？	ボランティア活動では利用できません。
在宅勤務（テレワーク）の場合、利用できますか？	会社等での就労証明を取得できる場合は、利用可能です。
保護者が自営業の場合、何を提出すればよいですか？	保護者自身で就労証明書を記入し、確定申告書の写しもしくは開業届等を提出してください。
自営業で、事業開始届・開業届等の写しが必要と言われましたが、なぜ必要なのでしょうか？	就労状況の確認のために必要です。 事業開始届等の写しがない場合は、営業所得が分かる書類（確定申告書の写し、報酬等明細書の写し、通帳の写し等）を提出してください。
一次申込み期間に申請を予定していますが、令和9年3月31日までに雇用期間が終了する予定での申請は可能でしょうか？	可能です。一次申込み期間に入手可能な就労証明書で申し込んでいただき、令和9年 3 月25日（木）までに、令和9年4月以降の期間での就労証明書を放課後子ども課に提出してください。期日までに提出がない場合は、入室取消となることがありますのでご注意ください。 ※提出期限までに就労証明書の提出が困難な場合は、その旨（会社から就労開始日以降でないと証明書が発行できないと言われた等）を放課後子ども課まで事前に連絡の上、後日、就労証明書を各留守家庭児童会室経由もしくは放課後子ども課まで提出してください。 ※就労証明書の「14.備考欄」に「更新（予定）あり」と記載がある場合は、再提出は不要です。

2. 転入に関すること

質問	回答
令和9年度中に、枚方市に転入予定ですが、1次申込み期間に申込みできますか？	令和9年4月1日までに枚方市に転入される場合は、1次申込み期間に申し込み可能です。4月2日以降に転入の場合は、入室希望月の前月1日から申込み可能です。どちらも居住申立書の提出が必要です。 ※入室日までに転入されなかった場合は、入室取消となりますのでご注意ください。

3. 保育料・おやつ代に関すること

質問	回答
毎日は利用しないのですが、保育料を１か月分全額支払わないといけないのですか？	保育料の日割り計算は行っておりません。 1か月分全額をお支払いください。
１か月間、１日も利用していません。保育料・おやつ代は支払わないといといけませんか？	【保育料】 　児童の病気やケガ等などのやむを得ない事情の場合は、月単位の保育料の減免が適応されます。 【おやつ代】 　土日を含む15日以上連続の欠席の場合は、おやつ代を減免しています（15日以上連続…1000円減額。30日以上連続もしくは全日数…2000円減額）。 ※詳しくは3ページを参照。
保育料を口座振替にしたいのですが、申込時に銀行口座の設定は可能ですか？	申請時に銀行口座の設定はできませんが、入室説明会を受けていただいた後に設定は可能です。 新規入室児童は、入室説明会時に各児童会室で口座振替申込書を配布しますので、口座振替申込書を直接金融機関へ提出してください。 児童会室及び放課後子ども課窓口での口座振替の申込みはできません。 金融機関に提出後、口座振替開始まで 1～2 か月かかります。

＜お知らせ＞

　令和８年度は、保護者ニーズに合った事業の充実として、**土曜日開室**（土曜日の留守家庭児童会室を、臨時開室に加えて、利用者の希望に応じて開室する取り組み）や**夏休みなどの三季休業期の昼食サービス**（保護者がインターネット等を利用して、弁当事業者に弁当を注文、代金の支払いを行い、児童が留守家庭児童会室にて弁当を受け取るサービス）を試行実施しています。

　令和９年度の取組については、詳細が決まり次第ホームページ等でお知らせします。

（参考）市ホームページ

※①　留守家庭児童会室の土曜日開室について

https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000052181.html

※②　留守家庭児童会室等での三季休業期昼食提供サービスについて

https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000052338.html

※募集要項は毎年度、改訂しています。必ず該当年度の要項をご確認のうえ、お申込みください。



お問い合わせ

枚方市教育委員会 学校教育部
放課後子ども課

所在地：枚方市車塚1－1－1
輝きプラザきらら４階
直通：050－7105－8201
電話：072－841－1221（代表）
FAX：072－867－8131